

令和 4年 3月 14日

長崎市田手原町 811 番地 9
医療法人 五省会
理 事 長 廣中 郁朗

医療法人五省会 行動計画
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月 31日
2. 課 題 令和 3年中の有給休暇取得率は 66.8%であったが、有給休暇取得日数が義務日数（年次有給休暇 10 日以上付与される者は 5 日間）にとどまる職員もいる。
3. 目標と取組内容
 - 目 標 年次有給休暇の取得を全職員が少なくとも 6 日以上取得できるようにする。
 - 取組内容 令和 4年 4月～ 院内に 6 日以上の有給取得を促す告知を掲示し、職員の意識向上を図る。
 - 令和 4年 7月～ 令和 4年下半期に向けて、取得が芳しくない職員の所属長に取得状況を連絡し、計画的な取得を促す。
 - 令和 5年 1月～ 令和 4年中に 6 日以上取得できなかった職員に、個別で有給休暇取得（個人の家庭事情等にも左右されるので、本人の意向を十分に反映する）を促す。以後、半年間定期的に取得状況を所属長に連絡し、計画的な取得を促す。
 - 令和 6年 1月～ 以後、定期的にブラッシュアップを図り、6 日以上取得を根付かせる。

以 上